

上尾市公平委員会訓令第1号

上尾市公平委員会事務職員

上尾市公平委員会行政文書管理規程を次のように定める。

令和6年4月24日

上尾市公平委員会委員長 根 岸 遼

上尾市公平委員会行政文書管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上尾市公文書管理条例（令和6年上尾市条例第2号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、上尾市公平委員会における行政文書（条例第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(文書の記号)

第2条 文書の記号は、「上公平」とする。

(行政文書の管理)

第3条 行政文書の管理については、この規程に定めるもののほか、上尾市行政文書管理規程（令和6年上尾市訓令第5号）の例による。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。